



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第48号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

| | | |
|------------------------------------|---------------------|---|
| 島根県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則 | （建 築 住 宅 課） | 2 |
| 島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | （ ” ） | 4 |

公布された条例等のあらまし

◇島根県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

(1) 島根県建築基準法施行細則の一部改正

ア 知事が指定する特定建築設備等を定めることとした。（第10条関係）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴う工事監理の報告についての規定及び様式の整備（第11条の2・様式第8号の4の2関係）

(2) 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部改正

小荷物専用昇降機及び防火設備に関する建築基準法の規定による報告に係る経過措置の期間を平成31年3月31日までとすることとした。（附則第2項関係）

2 施行期日

1の(1)のア及び1の(2)については公布の日から、1の(1)のイについては平成29年4月1日から施行することとした。

◇島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物で、その主要構造部が木造である場合における通行障害建築物となる建築物の高さの特例を定めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成29年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

（島根県建築基準法施行細則の一部改正）

第1条 島根県建築基準法施行細則（昭和48年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第10条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第12条第3項の知事が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

第11条の2に次の1項を加える。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたものの工事監理者は、省エネ基準工事監理状況報告書（様式第8号の4の2）を完了検査申請書に添えて、建築主事に提出しなければならない。様式第8号の4の次に次の1様式を加える。

様式第 8 号の 4 の 2 (第11条の 2 関係)

| 省エネ基準工事監理状況報告書 | | 年 月 日 | |
|--------------------|-----------------|--|-----|
| 建築主事 様 | | 工事監理者 住所 | |
| | | 氏名 | |
| | | () 建築士 () 登録第 号 | |
| | | () 建築士事務所 () 登録第 号 | |
| | | 電話 () - | |
| 次のとおり工事監理状況を報告します。 | | | |
| 1 | 建築主の住所氏名 | | |
| 2 | 建築物の名称及び所在地 | | |
| 3 | 工事施工者の住所氏名 | | |
| 4 | 建築物の用途及び構造 | 用途 構造 造 | |
| 5 | 確認年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 6 | 省エネ適合判定年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 | |
| 7 | 非住宅部分のエネルギー消費性能 | <input type="checkbox"/> 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの基準 <input type="checkbox"/> 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準 | |
| 8 | 委託を受けた工事監理の期間 | | |
| 9 | 工事監理の状況 | 別紙のとおり | |
| ※ | 受付欄 | ※ | 決裁欄 |
| | | ※ | 処理欄 |

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 工事監理者が 2 人以上のときは、報告者は代表となる工事監理者とする。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号）のことをいう。
- 5 7 欄は、該当するチェックボックスに、「✓」を記入すること。
- 6 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8 欄は、工事監理の予定期間を記入すること。
- 7 9 欄の別紙は、任意の様式にて提出すること。

(島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第 2 条 島根県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成28年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成31年 5 月 31 日」を「平成31年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定（島根県建築基準法施行細則第10条の改正規定に限る。）及び第 2 条の規定は公布の日から、第 1 条の規定（島根県建築基準法施行細則第10条の改正規定を除く。）は平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年島根県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(通行障害建築物となる建築物の高さの特例)

第 2 条 省令第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 建築物の地盤面が、当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合
 - (2) その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物で、その主要構造部が木造である場合
- 2 省令第 4 条の規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる場合 政令第 4 条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、建築物の地盤面から当該道路の中心線の路面までの高さに相当する距離を加えた距離
 - (2) 前項第 2 号に掲げる場合 政令第 4 条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、建築物の地盤面から当該建築物のいずれかの部分までの高さから、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する軒の高さを減じて得た値に相当する距離（当該距離が零を下回る場合は、零とする。）を加えた距離

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。